### 株主各位

東京都中央区晴海三丁目12番1号 K D X 晴 海 ビ ル 9 F 株 式 会 社 う る る 代表取締役社長 星 知 也

### 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席 くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日(火曜日)午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 2019年6月26日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時)
- 2. 場 所 東京都中央区晴海四丁目7番28号

ホテルマリナーズコート東京 4階(飛鳥の間) (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- ※株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。 何卒、ご理解いただきますようお願い申しあげます。
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第19期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第19期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役に対する勤務条件型譲渡制限付株式及び業績条件型譲

渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.uluru.biz/)に掲載させていただきます。

### (添付書類)

### 事 業 報 告

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、これまで政府による金融・財政政策等を背景とした緩やかな回復が続いてきた中、2019年3月に政府が景気基調判断を3年ぶりに下方修正するなど、年度末にかけて弱含みを見せました。一方海外では、米国の通商政策や利上げの動向、英国のEU離脱を巡る混乱、朝鮮半島情勢を巡る一進一退の展開など、先行き不透明な状況が依然として続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、クラウドソーシングによるクラウドワーカーを活用して生み出されたサービスを展開するCGS (Crowd Generated Service)事業、並びにその主力サービスである官公庁等の入札情報を提供する入札情報速報サービス「NJSS (エヌジェス)」を巡る環境として、国内情報サービス業の売上高規模は、2018年において11兆5,838億円(前年比2.3%増加)と、7年連続で成長を続けております(経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」)。また、CGSのリソース供給源であるクラウドソーシングの市場規模は、矢野経済研究所「BPO (ビジネスプロセスアウトソーシング)市場の実態と展望2018-2019」によると、2018年度の流通金額規模(仕事依頼金額ベース)は前年度比34.8%増の1,820億円となっており、2021年度には2,610億円に達すると予測されています。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、CGS事業の主力サービスである「NJSS」のさらなる成長・拡大及び新規CGSの創出、CGSのリソース供給源であるクラウドソーシングサービス「シュフティ」のUI・UXの改善、企業のアウトソーシングニーズに対応するBPO事業における受注の改善・拡大に注力いたしました。この結果、当連結会計年度における売上高は2,243,459千円(前期比17.7%増)と堅調に推移し、営業利益は429,680千円(前期比10.0%増)、経常利益は428,523千円(前期比10.0%増)と、いずれも増収増益を達成いたしました。親会社株主

に帰属する当期純利益は、法人税等の増加により、257,828千円(前期比10.3%減)となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、CGS事業におけるNJSS以外のサービスの重要性が増してきており、報告セグメントを従来の「CGS事業」、「BPO事業」及び「クラウドソーシング事業」の3区分から、「CGS事業 NJSS」、「CGS事業 その他」「BPO事業」及び「クラウドソーシング事業」の4区分に変更しております。それに伴い、以下の前年同期比較においては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

### ① CGS事業 NJSS

CGS事業の主力サービスである「NJSS」については、入札・落札 案件情報を閲覧できるウェブサービスの有料契約件数が2019年3月31日時 点で3,028社(前期比144社増加)と過去最高の契約数を更新いたしました。 契約件数の伸び自体は鈍化しておりますが、量(契約件数)よりも質(顧 客単価)を重視した営業方針に転換した結果であり、全体としてはほぼ計 画通りの売上高・利益を確保することができました。

この結果、当連結会計年度におけるCGS事業NJSSの売上高は1,222,024千円(前期比11.9%増)となり、セグメント利益は772,691千円(前期比8.7%増)となりました。

### ② CGS事業 その他

その他の新規CGS事業については、「えんフォト」がこれまでの投資の効果や継続的な販売プロセスの検証・改善により順調に成長いたしました。加えて、2017年5月にサービス提供を開始した、クラウドワーカーを活用した電話代行サービス「フレックスコール」を、2019年2月に「fondesk」へリニューアルし、サービスを開始いたしました。また、その他にも新規CGS事業検証のための投資を引き続き行いました。

この結果、当連結会計年度におけるCGS事業その他の売上高は183,545 千円(前期比41.9%増)となり、セグメント損失は25,009千円(前連結会計 年度は12,219千円の損失)となりました。

### ③ BPO事業

BPO事業におきましては、中規模案件への注力と受注・外注フローの 適正化を図ったことに加え、契約書電子化ニーズの増加という外部要因が 追い風となり、売上高・利益いずれも好調に推移いたしました。 この結果、当連結会計年度におけるBPO事業の売上高は802,415千円 (前期比23.7%増)となり、セグメント利益は81,458千円(前期比56.3%増) となりました。

### ④ クラウドソーシング事業

クラウドソーシング事業におきましては、登録クラウドワーカー数が約40万人まで増加しました。CGSにリソースを供給するためのプラットフォームとしての位置付けのもと、ユーザー利便性を高めるためのサービス改修やカスタマーサポートの強化に継続的に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度におけるクラウドソーシング事業の売上高は35,473千円(前期比0.6%減)となり、セグメント損失は123,799千円(前連結会計年度は88,991千円の損失)となりました。

### 事業別売上高

事業区分	第 18 (2018年 3 (前連結会	月期)	第 19 (2019年 3 (当連結会記	月期)	前連結会計年度比増減		
	金 額	構成比	金額	構成比	金 額	増減率	
C G S 事業 N J S S	1,092,527千円	57.3%	1,222,024千円	54.5%	129, 497千円	11.9%	
C G S 事業 その他	129,317千円	6.8%	183,545千円	8.2%	54,228千円	41.9%	
B P O 事業	648,906千円	34.0%	802,415千円	35.8%	153,509千円	23.7%	
クラウドソーシン グ 事 業	35,672千円	1.9%	35,473千円	1.6%	△199千円	△0.6%	
合 計	1,906,423千円	100.0%	2, 243, 459千円	100.0%	337,035千円	17.7%	

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は122,879千円となっております。その主なものといたしましては、BPO事業における徳島センター開設にかかる建物附属設備(内装工事等)55,898千円および工具、器具及び備品(スキャナー等)9,797千円、ソフトウェア25,439千円があります。

#### ③ 資金調達の状況

今後必要となる各種投資への機動的な対応等のため、2019年3月、株式会社うるるにて三井住友銀行から100百万円、株式会社うるるBPOにてみずほ銀行から100百万円の長期借入れを、それぞれ実施いたしました。

### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

X		分	第16期 (2016年3月期)	第17期 (2017年3月期)	第18期 (2018年3月期)	第19期 (2019年3月期) (当連結会計 年度)
売	上	高(千円)	1, 409, 944	1, 722, 018	1, 906, 423	2, 243, 459
経常又は新	· 利 译常損 △	益 失(千円) )	△289, 998	214, 760	389, 657	428, 523
親会社株 当期純利 損	主に帰属 <sup>→</sup> 益又は当り △	する 期純(千円) 失(千円)	△314, 260	241, 826	287, 541	257, 828
1株当たり 当 期 純	当期純利益 損 失 ( /	又は (円)	△112.36	85. 98	88.72	79.05
総	資	産(千円)	915, 707	2, 519, 993	2, 813, 841	3, 519, 759
純	資	産(千円)	194, 200	1, 653, 952	1, 942, 725	2, 204, 311
1 株 純 資	当 た 産	り 額 (円)	△154. 56	510. 26	596. 26	671.90

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況(2019年3月31日現在)

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社	生うるる	ВРО		60,00	0千円	100.0%	BPO事業
PT. U	J L U R U	BALI	2,913 ドネ	3,000千 シアル	インピア	99.0%	CGS事業

(注) 1. 2019年3月15日の取締役会においてPT. ULURU BALIの解散及び清算を決議しております。

### ③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは中長期的に、労働力不足という社会問題の解決の一翼を担う企業となり、当社ビジョンである「人のチカラで世界を便利に」の実現を目指しております。そのためには今後、短期的な利益追求ではなく、積極的な投資の実行によるさらなる成長と中長期的な企業価値向上を図っていく必要があると判断し、このたび5カ年(2020年3月期~2024年3月期)の中期経営計画を策定いたしました。

当該中期経営計画において、特に対処しなければならない目下の課題は、 以下の3つと考えております。

### ①高いチャーンレート (解約率) によるNJSS契約純増数の鈍化

顧客へのフォローが手薄な営業体制や顧客利便性改善が不十分なプロダクトが原因で、新規契約獲得自体は順調なものの、チャーンレートが高止まりしているため、契約純増数が鈍化してきております。現在、NJSSは第二次安定期に入っているため、第三次成長期に向けた変革が必要であると考えております。

### ②NJSSへの売上・利益依存

2019年3月期連結決算において、NJSSは売上高全体の50%超、営業利益の大半を稼ぎ出しております。NJSSは高い限界利益率を誇るビジネスではあるものの、さらなる成長のためには、NJSSに次ぐ第2、第3の柱となる事業を産み出していく必要があると考えております。

#### ③低利益率になりがちなBPO市場

一般的にBPOビジネスは、設備や人員の確保に伴い固定費が発生するため、利益率が低くなりがちです。当社100%子会社である株式会社うるるBPOにおいては、固定費を最小限に抑えることによって一定の利益率は確保しておりますが、さらなる利益率向上の余地はまだ残されているものと考えております。

そのような課題に立ち向かい、NJSSを継続成長化させるだけでなく、ストックビジネスとなる新規CGSの創出・育成およびBPOの高利益率化を実現させることによって、中期経営計画終了時点の2024年3月期において売上高4,800百万円、EBITDA(営業利益+減価償却費+のれん償却費)1,500百万円の達成を目指していく所存であります。

### (5) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
C G S 事業 N J S S	クラウドワーカーを活用した入札情報速報サービス「N J S S」の運営
C G S 事業 その他	
B P O 事業	データ入力・スキャニング、システム開発受託、電子化総合 アウトソーシング、メーリングサービス、キャンペーン事務 局代行等の総合型アウトソーシング受託業務の運営
クラウドソーシング 事 業	企業とクラウドワーカーのマッチングサイト「シュフティ」 の運営

### (6) 主要な営業所等(2019年3月31日現在)

① 当社

▲ 本 社   東京都中央区
----------------

### ② 子会社

株式会社うるるBPO	本社(東京都中央区)、徳島センター(徳島県小松島市)
PT. ULURU BALI	インドネシア共和国バリ州

### (7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
CGS事業NJSS	27 (6) 名	9名増(一)
CGS事業その他	17 (3) 名	3名増(1名増)
B P O 事業	17 (33) 名	2名増(14名増)
クラウドソーシング事業	13 (1) 名	10名増(一)
報告セグメント計	74(43)名	24名増(15名増)
全社 (共通)	10 (3) 名	15名減(1名増)
合 計	84(46)名	9名増(16名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

- 2. 全社(共通)と記載されている使用人数は、管理本部、人事本部、内部監査室及び事業推進部(情報システム、インフラエンジニア等が在籍)に所属しているものであります。
- 3. 前連結会計年度と比べて報告セグメント計の使用人数が24名増加し、全社(共通)の使用人数が15名減少している主な理由は、前連結会計年度は全社(共通)に所属していたエンジニアが各事業部所属となったためであります。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65(13)名	12名増(2名増)	33.5歳	3.5年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入	先	借	入	額
株式会社みず	ほ 銀 行		10	2,240千円
株式会社三井住	友 銀 行		10	00,000千円

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 11,199,200株

② 発行済株式の総数 3,280,600株

(注)新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は22,700株増加して おります。

③ 株主数

2,004名

④ 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
星知也				596	, 200株			18	. 17%
日本トラス株式会社	ティ・サービス (信託口)	(信託銀行		445	, 800			13	. 59
株式会社工	アーズロック			330	, 000			10	. 06
桶山 雄平	£			188	, 300			5	. 74
日本生命保	以險相互会社			95	, 000			2	. 90
長屋 洋介				88	, 500			2	. 70
	NOMINEES LIMI' ARGIM(CASHPB)	ΓED		85	, 000			2	. 59
小林 伸輔	Ì			81	, 000			2	. 47
野坂 枝美				70	, 000			2	. 13
うるる従業	員持株会			66	, 400			2	. 02

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式(101株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

				第1回新株予約権	第2回新株予約権
発 行	決	議	3	2013年1月23日	2014年6月6日
新株子	約 権	のき	汝	214個	180個
新株予約株 式 の			る 数	普通株式 21,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約	日権の払	込金額	頂	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない
新株予約村出資され				新株予約権1個当たり 5,000円 (1株当たり 50円)	新株予約権1個当たり 26,000円 (1株当たり 260円)
権利	行使	期	盯	2015年1月24日から 2023年1月22日まで	2016年6月9日から 2024年4月30日まで
行 使	Ø :	条(	牛	(注) 2	(注) 2
役員の	取終し、		殳)	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 4,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名
保有状況	監	查 1	戊	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
  - 2. 2016年8月25日付で1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
  - ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2019年3月31日現在)

会社	におけ	る地位	氏	2	1	名	担当及び重要な兼職の状況
代表	取締	役社長	星		知	也	
取締	役副	」 社 長	桶	Щ	雄	平	株式会社うるるBPO代表取締役 社長
取	締	役	長	屋	洋	介	第2事業本部長
取	締	役	小	林	伸	輔	人事本部長
取	締	役	近	藤	浩	計	管理本部長
取	締	役	市	ЛІ	典員	弘	バリュー・フィールド株式会社 代表取締役 市川貴弘行政書士事務所代表 ファン・バリュー株式会社代表 取締役 税理士法人市川会計代表社員 オーマイグラス株式会社社外監 査役 株式会社StardustCommunications社 外監査役 株式会社BearTail社外監査役 株式会社FABRIC TOKYO社外監査 役
取	締	役	松	岡	剛	志	株式会社レクター代表取締役
常勤	監	査 役	鈴	木	秀	和	株式会社AIメディカルサービス 取締役監査等委員 株式会社アルト社外取締役
監	査	役	植	村	智	幸	株式会社アルト代表取締役
監	查	役	鈴	木	規	央	渥美坂井法律事務所・外国法共 同事業弁護士・公認会計士 株式会社トリプルアイズ社外監 査役

- (注) 1. 取締役市川貴弘氏及び取締役松岡剛志氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役植村智幸氏及び監査役鈴木規央氏は、社外監査役であります。
  - 3. 監査役鈴木規央氏は、公認会計士として、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 当社は、社外取締役市川貴弘氏及び社外取締役松岡剛志氏、監査役植村智幸氏及び監査役鈴木規央氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2,000万円または会社法第 425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等 当事業年度に係る報酬等の総額

区				分	員	数	報酬等の額
取 (う	ち社	締 外 取	締	役 役)		7名 (2名)	82,770千円 (8,700千円)
監 (う	ち社	査 監	查	役 役)		3名 (2名)	8,400千円 (2,400千円)
合 (う	う ち 社	上外行	殳 真	計 <b>]</b> )		10名 (4名)	91, 170千円 (11, 100千円)

### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役市川貴弘氏は、バリュー・フィールド株式会社の代表取締役、 市川貴弘行政書士事務所の代表、ファン・バリュー株式会社の代表取 締役、税理士法人市川会計の代表社員、オーマイグラス株式会社の社 外監査役、株式会社Stardust Communicationsの社外監査役、株式会社 BearTailの社外監査役及び株式会社FABRIC TOKYOの社外監査役であり ます。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役松岡剛志氏は、株式会社レクターの代表取締役であります。当 社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役植村智幸氏は、株式会社アルトの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役鈴木規央氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の弁護士・ 公認会計士及び株式会社トリプルアイズの社外監査役であります。当 社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 市 川 貴 弘	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回すべて に出席いたしました。出席した取締役会において、主に 税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門 的知見から適宜発言を行っております。
取締役 松 岡 剛 志	2018年6月の取締役就任以降に開催された取締役会11回 のうち11回すべてに出席いたしました。出席した取締役 会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見 識に基づき、専門的知見から適宜発言を行っておりま す。
監査役 植 村 智 幸	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査 役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。出席し た取締役会及び監査役会において、主に経営者としての 豊富な経験を通じて培った専門的知見から適宜発言を行 っております。
監査役 鈴 木 規 央	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査 役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。出席し た取締役会及び監査役会において、主に弁護士及び公認 会計士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見か ら適宜発言を行っております。

### (4) 会計監査人の状況

### ① 名称

### EY新日本有限責任監查法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

### ② 報酬等の額

	報	酬	等	$\mathcal{O}$	額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			18	, 000=	千円	
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額			18	, 000=	千円	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品 取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区 分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合 計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬 見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえ で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
  - 3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるPT. ULURU BALIについては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。
  - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
  - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は 以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、『人のチカラで 世界を便利に』をビジョンに掲げ、この実現 のために法令及び定款を遵守して事業を推進いたします。
  - b. 当社は、役員及び従業員が法令及び定款を遵守して業務を行うために 必要となる各種社内規程を整備し、周知のために社内研修を実施し、 社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。
  - c. 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員及び従業員に対して法令遵守を義務付けます。
  - d. 当社の役員または従業員が当社内において法令または定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、代表取締役、取締役、管理本部責任者または内部通報窓口である法律専門家のいずれかに直接通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。
  - e. 社長によって指名された内部監査室長は、当社各部門を監査して法令 及び定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を社長に報告い たします。
  - f. 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務に関する規程 の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行 います。また、毎期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要 な改善を図ってまいります。
  - g. 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員及び従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程やマニュアルに基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書 等の記録文書(電磁的記録を含む)、その他重要な情報の保存は、法令及 び「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社の事業を取り巻く損失の危険(リスク)の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
- b. 各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は毎週開催する部長会での部門責任者による報告を通じて社内で共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策及び再発防止策を実行いたします。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、 事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。
- b. 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。
- c. 毎週、取締役及び各部門責任者が出席する部長会を開催して各部門の 業務執行状況の情報報告を行い、取締役の職務執行に必要な情報の集 中を図ります。その他、日常的な業務報告についても社内共有を行う ための手段を構築します。

### ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。
- b. 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図る ため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣する とともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子 会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、 協議を行います。
- c. 当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適性の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当

社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役 会への付議を行います。

- d. 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を 阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び 支援します。
- e. 内部監査室は、業務の適正性に関する子会社の監査を行います。
- f. 監査役は、業務の適正性に関する子会社の監査を行います。
- g. 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、 業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによ る一層の統制強化を図ります。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する 事項
  - a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要請内 容に応じて取締役が人選を行い、監査役による同意をもって適切な人 員を配置いたします。
  - b. 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を 有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて 監査役の同意を要するものとします。
  - c. 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役及び監査役会からの指示のみに服するものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保す るための体制

取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況 その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼ すおそれがある事実、または法令や定款に違反する重大な事実を発見した 場合、速やかに監査役会へ報告することとしております。これらの報告を した者に対し、監査役への報告を理由として不利益な処遇をすることは一 切行いません。

- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
  - b. 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査室長からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。
  - c. 各監査役は毎月定期的に、また必要に応じて随時会議を行い、決議すべき事項の決定のほか、それぞれの監査役監査の状況について報告し、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上を図ります。
  - d. 監査役または監査役会がその職務の執行のために必要となる費用また は債務を、前払いまたは精算等により当社に請求した際には、当該請 求が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれ を処理するものとします。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① リスク管理及びコンプライアンス体制について
- ・当社では、リスク管理体制として、サービスの品質、情報セキュリティ、 労務その他法令遵守など事業活動上のリスクについて、リスク管理を行っ ております。リスク管理体制については、役員及び各部門長が日常業務を 通じて潜在リスクの有無を想定、また、顕在化しているリスクについては この影響を分析し、取締役会、部長会において必要な対応策を検討すると いう体制となっております。また、内部監査室長が相互に相手の業務の遂 行状況を確認する内部監査において、リスク把握の状況及び対応の妥当性 について確認しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談、確認 するなど行っております。
- ・当社では、取締役会が全社的・総括的なリスク管理の報告、対応策等の検 討の場と位置づけております。また、業務上のリスクについては、各部門 長がその責任者として、日常の業務活動におけるリスク管理を行い、部長 会において情報共有するとともに、不測の事態が発生した場合には、取締 役会に報告することになっております。また、情報管理体制として、「情 報管理規程」を制定し、情報管理責任者を第2事業本部長とし、必要に応 じて各部門に情報管理者を設置し管理・運営を行っております。
- ・個人情報保護の体制として、「個人情報保護方針」、「ISMSマニュアル」、「特定個人情報保護規程」を制定し個人情報保護体制の整備・運営を行っております。

### ② 取締役の職務の執行について

- ・取締役会は15回開催し、取締役7名(うち、社外取締役2名)で構成されており、取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。
- ・社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

### ③ 内部監査の実施について

- ・当社は、内部監査の専門部署として代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。
- ・内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う監査業務及び特定の経営諸活動の支援を行っております。
- ・内部監査の結果について代表取締役社長の承認を受けるとともに、監査役 に対して報告を行っております。

### ④ 監査役の職務の執行について

- ・監査役会は14回開催され、監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成されており、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしております。さらに、必要に応じて特定の事案に関する調査委員会を監査役会が中心となり発足し、当該事案に関するコンプライアンス等に関する調査を実施しております。
- ・常勤監査役は取締役会の他、社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査室と連携した監査、当社グループの全ての部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
   流 動 資 産	3, 326, 879	流動負債	1, 144, 805
現金及び預金	3, 065, 208	買掛金	66, 859
		1年内返済予定の長期借入金	42, 520
売 掛 金 	160, 532	未 払 金	116, 581
性 掛 品 	19, 116	未払費用	94, 610
そ の 他	83, 336	未払法人税等	118, 307
貸 倒 引 当 金	△1, 314	前 受 金	541, 685
   固定資産	192, 879	預 り 金	144, 639
		そ の 他	19, 600
有形固定資産	119, 978	固定負債	170, 643
建物及び構築物	117, 401	長期借入金	159, 720
工具、器具及び備品	73, 518	その他	10, 923
そ の 他	2, 668	負 債 合 計	1, 315, 448
減価償却累計額	△73, 611	(純資産の部)	
		株主資本	2, 206, 814
無形固定資産	28, 679	資 本 金	947, 746
ソフトウエア	27, 522	資 本 剰 余 金	930, 046
そ の 他	1, 156	利 益 剰 余 金	329, 250
投資その他の資産	44, 222	自 己 株 式	△228
繰延税金資産	9, 156	その他の包括利益累計額	△2, 644
		為替換算調整勘定	$\triangle 2,644$
敷金及び保証金	34, 448	非支配株主持分	140
そ の 他	617	純 資 産 合 計	2, 204, 311
資 産 合 計	3, 519, 759	負債純資産合計	3, 519, 759

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

	科		目		金	額
売	上		高			2, 243, 459
売	上	原	価			713, 635
売	上 総	利	益			1, 529, 823
販	売費及び一	一般管理	<b>里</b> 費			1, 100, 143
営	業	利	益			429, 680
営	業外	収	益			
	受	取	利	息	64	
	ポイ	ント	収 入	額	210	
	債 務	免	除	益	489	763
営	業外	費	用			
	支	払	利	息	389	
	為	替	差	損	1, 250	
	雑	損		失	280	1, 920
経	常	利	益			428, 523
税	金等調整	整 前 当	期純利	益		428, 523
法	人税、住	民 税 及	ひず 事業	税	131, 870	
法	人 税	等	調整	額	38, 814	170, 684
当	期	純	利	益		257, 839
非	非支配株主に帰属する当期純利			山益		10
親:	会社株主に	帰属する	る 当 期 純 和	山益		257, 828

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	945, 102	927, 402	71, 422	_	1, 943, 926
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約 権 の 行 使 )	2, 644	2, 644			5, 288
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			257, 828		257, 828
自己株式の取得				△228	△228
株主資本以外の項目の当期変 動 額 ( 純 額 )					
当期変動額合計	2, 644	2, 644	257, 828	△228	262, 888
当 期 末 残 高	947, 746	930, 046	329, 250	△228	2, 206, 814

	その他の包括	舌利益累計額		
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	△1, 358	△1, 358	157	1, 942, 725
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約 権 の 行 使 )				5, 288
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				257, 828
自己株式の取得				△228
株主資本以外の項目の当期変 動 額 ( 純 額 )	△1, 286	△1, 286	△17	△1, 303
当期変動額合計	△1, 286	△1, 286	△17	261, 585
当 期 末 残 高	△2, 644	△2, 644	140	2, 204, 311

#### 連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
  - (1) 連結の範囲に関する事項
    - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 2社

・主要な連結子会社の名称株式会社うるるBPO

PT. ULURU BALI

- (注) 2019年3月15日の取締役会においてPT. ULURU BALIの解散及び清算を決議しております。
- ② 非連結子会社の状況 該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、下記のとおりとなっております。

株式会社うるるBPO 3月31日

PT. ULURU BALI 12月31日

連結計算書類の作成に当たっては、12月31日を決算日とする子会社については、同 決算日現在の計算書類を使用しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じ た重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8~15年

工具、器具及び備品 4~10年

口 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,280,600株

- (注)新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は22,700株増加しております。
- (2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 44,400株

#### 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、その流動性を維持するため短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、必要に応じて銀行借入を行う方針であります。このほか、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済予定日は、最長で 決算日後5年であります。これらは、金利の変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
  - 1. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

# (2) 金融商品の時価等に関する事項 連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3, 065, 208	3, 065, 208	_
(2) 売掛金	160, 532	160, 532	
貸倒引当金(*1)	△1, 314	△1, 314	
	159, 218	159, 218	_
資産計	3, 224, 426	3, 224, 426	_
(1) 買掛金	66, 859	66, 859	_
(2) 未払金	116, 581	116, 581	_
(3) 長期借入金(*2)	202, 240	202, 240	_
負債計	385, 681	385, 681	_

- (\*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
- (\*2)1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

#### (注) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

借入金は市場金利に連動する変動金利によって調達されていることから、時価は 帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

671円90銭 79円05銭

9. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
   流 動 資 産	2, 914, 904	流動負債	952, 310
現金及び預金	2, 788, 299	買掛金	12, 685
		1年内返済予定の長期借入金	22, 240
売 掛 金 	40, 003	未 払 金	63, 342
前 払 費 用	19, 661	未払費用	67, 744
そ の 他	67, 279	未払法人税等	85, 525
貸倒引当金	△340	前 受 金	541, 286
		預り金	143, 746
固 定 資 産 	110, 992	その他	15, 738
有 形 固 定 資 産	28, 519	固定負債	80, 000
建物附属設備	49, 064	長期借入金	80,000
工具、器具及び備品	31, 166	負 債 合 計	1, 032, 310
減価償却累計額	△51, 711	(純資産の部)	
		株主資本	1, 993, 586
無形固定資産	4, 505	資 本 金	947, 746
ソフトウエア	3, 767	資本剰余金	930, 046
そ の 他	738	資本準備金	930, 046
投資その他の資産	77, 966	利 益 剰 余 金	116, 022
		その他利益剰余金	116, 022
関係会社株式	60, 000	繰越利益剰余金	116, 022
敷金及び保証金	17, 358	自己株式	△228
そ の 他	608	純 資 産 合 計	1, 993, 586
資 産 合 計	3, 025, 896	負債純資産合計	3, 025, 896

# 損益計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

	科		B		金	額
売	上		高			1, 452, 568
売	上	原	価			186, 718
売	上 総	利	益			1, 265, 849
販	売 費 及 び‐	一般管理	費			919, 374
営	業	利	益			346, 474
営	業外	収	益			
	受	取	利	息	25	
	ポイ	ント	収 入	額	210	
	債 務	免	除	益	489	725
営	業外	費	用			
	支	払	利	息	129	
	為	替	差	損	1, 157	
	雑	損		失	428	1, 715
経	常	利	益			345, 484
特	別	損	失			
	関 係 会	社 株	式 評 価	損	26, 272	26, 272
税	引 前	当 期	純 利	益		319, 212
法	人税、住	民税及	及び事業	税	96, 154	
法	人 税	等	調整	額	45, 426	141, 581
当	期	純	利	益		177, 631

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

								(単位・1円/
			株	主	資	本		
		資本		利益剰	余 金			
	資本金	資本準備金	資本 乗金 計	そ利剰 総 乗 越 余 乗 越 余	利	自己株式	株主資本 合 計	純資産合計
当期首残高	945, 102	927, 402	927, 402	△61,608	△61,608	_	1, 810, 895	1, 810, 895
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権 の行使)	2, 644	2, 644	2, 644				5, 288	5, 288
当期純利益				177, 631	177, 631		177, 631	177, 631
自己株式の取得						△228	△228	△228
当期変動額合計	2, 644	2, 644	2, 644	177, 631	177, 631	△228	182, 691	182, 691
当期末残高	947, 746	930, 046	930, 046	116, 022	116, 022	△228	1, 993, 586	1, 993, 586

#### 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設 備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備

8~15年

工具、器具及び備品 4~10年

口 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年) に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は 損益として処理しております。
- ⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 6,917千円

② 長期金銭債権 一千円

③ 短期金銭債務 956千円

④ 長期金銭債務 --千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 12,624千円

**仕**入高 23,068千円

その他の営業取引高 31,124千円

営業取引以外の取引高 -千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 101株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り101株による増加であります。

### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 57,688千円 未払賞与 6,286千円 未払事業税 6,160千円 関係会社株式評価損 8,044千円 その他 4,189千円 繰延税金資産小計 82,369千円 評価性引当額 △82,369千円 繰延税金資産の純額 一円

### 8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

607円71銭

(2) 1株当たり当期純利益

54円46銭

### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社うるる

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社うるるの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うるる及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社うるる

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 うるるの2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業 年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算 書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

### 監査役会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業年度 の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、 審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、関係部門の取締役及び使用人等から子会社管理の状況に関し報告を受けるとともに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適性な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

株式会社うるる 監査役会 常勤監査役 鈴 木 秀 和 印 社外監査役 植 村 智 幸 印 社外監査役 鈴 木 規 央 印

# 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

①監査役の増員による監査体制の強化及びコーポレートガバナンスの向上を図るため、現行定款第31条に定める監査役の員数を変更するものであります。

②法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第31条(監査役の員数)	第31条(監査役の員数)
当会社の監査役は、 <u>3</u> 名以内とする。	当会社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。
第32条(監査役の選任)	第32条(監査役の選任)
当会社の監査役は、株主総会におい	(現行どおり)
て、議決権を行使することができる株主	
の議決権の3分の1以上を有する株主が	
出席し、その議決権の過半数の決議によ	
って選任する。	
(新 設)	② 当会社は、会社法第329条第3項の規定
	により、法令に定める監査役の員数を欠
	くこととなる場合に備え、株主総会にお
	いて補欠監査役を選任することができ
	<u>3.</u>
(新 設)	③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が
	効力を有する期間は、当該決議後4年以
	内に終了する事業年度のうち最終のもの
	に関する定時株主総会の開始の時までと
	<u>する。</u>

現行定款	変 更 案
第33条(監査役の任期)	第33条(監査役の任期)
監査役の任期は、選任後4年以内の最	(現行どおり)
終の決算期に関する定時株主総会の終結	
の時までとする。	
② 補欠として選任された監査役の任期	② 補欠として選任された監査役の任期
は、退任した監査役の任期の満了する時	は、退任した監査役の任期の満了する時
までとする。	までとする。
	ただし、前条第2項により選任された
	補欠監査役が監査役に就任した場合は、
	当該補欠監査役としての選任後4年以内
	<u>に終了する事業年度のうち最終のものに</u>
	関する定時株主総会の終結の時を超える
	<u>ことができないものとする。</u>

#### 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名の選任をお願いするものであります。 なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取 締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

***	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株式数
<sup>かた</sup> なべ たか ひこ 渡 邉 貴 彦 (1984年11月7日)	2007年4月株式会社アルバイトタイムス入社2010年1月当社入社2012年4月当社NJSS事業部長就任2017年4月当社執行役員第1事業本部長兼新規事業開発部長就任2019年4月当社執行役員NJSS事業担当兼NJSS事業部長就任(現任)	14, 184株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 渡邉貴彦氏が所有する当社株式の数は、当期末(2019年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、うるる従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。
  - 3. 渡邉貴彦氏を取締役候補者とした理由は、当社に入社してから執行役員に就任するまで一貫して当社の入札情報速報サービス「NJSS」を牽引し、NJSS事業を当社グループの主力サービスへと成長させた実績と豊富な経験があるためです。当社グループのさらなる成長に向けて経営体制の強化を図るため、同氏は取締役として適任と判断いたしました。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役植村智幸氏は、本総会終結の時をもって辞任され、第4号議案が承認可決されることを条件として補欠監査役になりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者松永昌之氏は、監査役植村智幸氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、監査役植村智幸氏の任期が満了する2020年6月開催予定の第20回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

É	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
*** 本が まさ ゆき 松 永 昌 之 (1986年11月15日)	2013年12月 弁護士登録 2014年1月 東京丸の内法律事務所入所 2018年2月 法律事務所ZeLo・外国法共同 事業入所(現任) 2019年4月 株式会社ムスカ社外監査役就 任(現任) (重要な兼職の状況) 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 弁護士 株式会社ムスカ社外監査役	

- (注) 1. 当社は、候補者が所属している法律事務所ZeLo・外国法共同事業との間に顧問契約を締結しております。なお、顧問料は月額360,000円(税込み)であります。
  - 2. 松永昌之氏は、社外監査役候補者であります。
  - 3. 松永昌之氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  - 4. 当社は、松永昌之氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金2,000万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。
  - 5. 松永昌之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、 同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定で あります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役1名 の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、 取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただき ます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

、 氏 <sup>*</sup> 名 (生年月日)	略(重要	歴な 兼職の状況)	所有する当社の株式の数
が 植 村 智 幸 (1972年2月2日)	2000年3月 2002年1月 2007年1月 2012年10月 2014年7月 2017年11月 (重要な兼	ン入社 株式会社電通入社 株式会社イデア設立 代表取 締役就任 当社監査役就任(現任) 株式会社アルト設立 代表取 締役就任(現任)	

- (注) 1. 候補者は当社の社外監査役でありますが、本総会終結の時をもって社外監査役を 辞任する予定であります。
  - 2. 植村智幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 植村智幸氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年当社の社外監査役として取締役の職務執行全般にわたる適正性の確保に貢献されてきたためであります。業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する幅広い見識により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、6年9カ月であります。
  - 4. 植村智幸氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2,000万円又は会社法第425条第1 項に定める額のいずれか高い額といたします。
  - 5. 植村智幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、 同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定で あります。

第5号議案 取締役に対する勤務条件型譲渡制限付株式及び業績条件型譲渡制限 付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2018年6月27日開催の第18回定時株主総会において、年額2億円以内(うち社外取締役分は年額2,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいております。今般、取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、①勤務条件型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度II」といいます。)、②中期業績条件型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度III」といいます。)、③長期業績条件型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度III」といい、本制度II、本制度II及び本制度IIIを併せて、以下「本制度」といいます。)を導入することとしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の報酬枠とは別枠で、①本制度 I につき年額56,000,000円以内、②本制度 II につき2020年3月期事業年度までの3事業年度に関し68,000,000円以内、③本制度IIIにつき2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関し124,000,000円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は①本制度 I につき年28,000株以内(ただし、5事業年度に関し28,000株を超えないものとします。)、②本制度 II につき2020年3月期事業年度から2022年3月期事業年度までの3事業年度に関し34,000株以内、③本制度IIIにつき2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関し62,000株以内といたします(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整し

ます。)。

なお、当該発行又は処分に係る1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、3年間以上で当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 本制度に係る譲渡制限付株式の譲渡制限解除の条件

① 本制度 I に係る譲渡制限付株式の譲渡制限解除の条件

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### ② 本制度 II に係る譲渡制限付株式の譲渡制限解除の条件

当社は、対象取締役が、(i)譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったこと、及び、(ii)2020年3月期事業年度から2022年3月期事業年度までの3事業年度に関して当社取締役会があらかじめ定めた業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部又は一部について、

譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象 取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲 渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡 制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応 じて合理的に調整するものとする。

③ 本制度Ⅲに係る譲渡制限付株式の譲渡制限解除の条件

当社は、対象取締役が、(i) 譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったこと、及び、(ii) 2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関して当社取締役会があらかじめ定めた業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

# (ご参考)

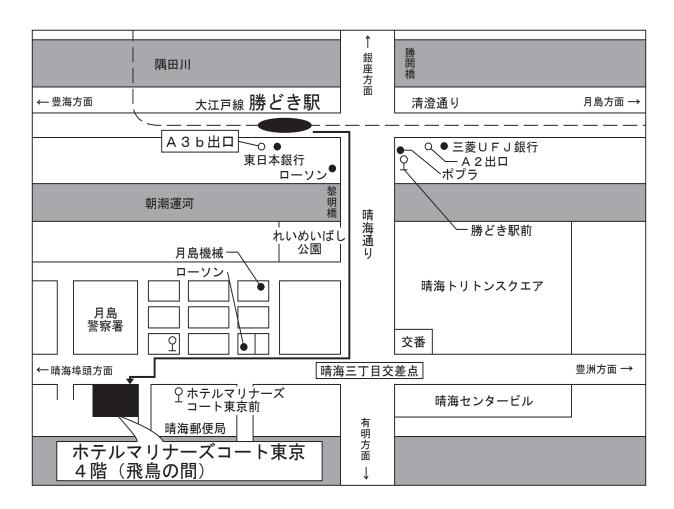
現在の対象取締役5名(第2号議案が原案どおり承認可決されますと6名) のうち、当社代表取締役社長である星知也及び取締役副社長である桶山雄平は、 本制度Iの対象に含めない予定であります。

また、当社は、当社の執行役員に対し本制度と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

メ	モ ·

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:ホテルマリナーズコート東京 4階(飛鳥の間) 東京都中央区晴海四丁目7番28号 TEL. 03-5560-2521



#### 交通機関のご案内

- ・徒歩でお越しの場合(大江戸線「勝どき駅」利用) 勝どき駅 (大江戸線) A3b出口より徒歩約15分 ( — 徒歩コース)
- ・バスでお越しの場合(都バス「晴海埠頭」行「ホテルマリナーズコート東京前」下車)
  - ①勝どき駅(大江戸線)

「勝どき駅前」より約6分(03・05系統)

②東京駅 (JR・丸ノ内線)

「東京駅丸の内南口」より約25分(05系統) ④銀座駅(銀座線・日比谷線・丸ノ内線) ※都バス05系統「東京ビッグサイト」行は 「ホテルマリナーズコート東京前」には 停車いたしませんのでご注意願います。

③有楽町駅 (JR・有楽町線)

「有楽町駅前」より約20分(05系統) 「数寄屋橋」より約20分(03・05系統)

- 「銀座四丁目」より約15分(03・05系統)
- ⑤豊洲駅(有楽町線)

「豊洲駅前」より約10分(錦13系統)

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。